

令和 5 年度 第 2 回

監 査 報 告 書

千 葉 県 監 査 委 員

令和5年5月1日から令和5年8月31日までの間に実施した
監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定
により、次のとおり提出する。

令和5年9月13日

千葉県監査委員	小倉	明
千葉県監査委員	川口	明浩
千葉県監査委員	関	政幸
千葉県監査委員	岩井	泰憲

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示
第1号）に準拠したものである。

目 次

第1 監査の概要

- 1 定期監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 監査等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 監査の対象等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2 定期監査の結果

- 1 普通会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 指摘等結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・ 3
 - ア 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - イ 健康福祉部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ウ 環境生活部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - エ 商工労働部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - オ 県土整備部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - カ 県議会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - キ 教育庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ク 総務部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ケ 健康福祉部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - コ 農林水産部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - サ 県土整備部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - シ 教育庁教育事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 公営企業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 指摘等結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・ 10
 - ア 企業局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - イ 企業局出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ウ 病院局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3 令和4年度会計監査の結果について・・・・・・・・・・ 13

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

(7) 収入未済に係る債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、解消に向けた債権管理の手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを確認する。

(4) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(6) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(5) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に活用されているかを確認する。

イ 適正な事務執行の確保について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和4年度会計に係る執行分		
イ 実施した期間	令和5年5月1日から令和5年8月31日まで		
ウ 監査実施機関数	普通会計	151機関（うち本庁112機関	出先機関等39機関）
	公営企業会計	22機関（うち本庁14機関	出先機関8機関）
	計	173機関（うち本庁126機関	出先機関等47機関）

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した151機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
(指摘事項又は注意事項のあった機関…28機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項（8件）

- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 公立高校入学者選抜学力検査の採点誤りについて、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 債権について、適正な管理を求めたもの・・・1件
- ・ 前渡資金の事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの・・・1件

イ 注意事項（26件）

- ・ 収入未済の解消を求めたもの・・・13件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件
- ・ 普通財産について、適正な管理を求めたもの・・・2件
- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 給与の事務手続について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 個人情報記載された書類の紛失について、再発防止を求めたもの・・・1件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・1件
- ・ 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項（73件）

- ・ 支出負担行為の時期に係るもの・・・17件
- ・ 収入未済に係るもの・・・11件
- ・ 収入事務に係るもの・・・10件
- ・ 財産の管理に係るもの・・・9件
- ・ 支払の時期に係るもの・・・8件
- ・ 契約事務に係るもの・・・8件
- ・ 工事の積算に係るもの・・・4件
- ・ 調定の時期に係るもの・・・3件
- ・ 支出事務に係るもの・・・2件
- ・ 予算の令達に係るもの・・・1件

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・ 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 総務部

監査対象機関	指摘事項等
資産経営課	注意事項 普通財産として管理している土地について、貸付条件に違反している状況を看過したまま貸付けを行っていた事例が認められたことから、今後は適正な管理を行うこと。
政策法務課	注意事項 雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、解消に努めること。
総務ワークステーション	注意事項 市町村に提出する給与支払報告書について、一部支払額が二重計上された状態で提出された事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

イ 健康福祉部

監査対象機関	指摘事項等
児童家庭課	注意事項 ① 雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）18,241,390円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 ② 特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）252,862,910円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
障害者福祉推進課	注意事項 雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
医療整備課	注意事項 貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）27,975,801円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

ウ 環境生活部

監査対象機関	指摘事項等
廃棄物指導課	注意事項 雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,000,275,362円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

エ 商工労働部

監査対象機関	指摘事項等
観光誘致促進課	注意事項 使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件(59,400円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

オ 県土整備部

監査対象機関	指摘事項等
用地課	注意事項 雑入（損害賠償金）26,451,134円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

<都市整備局>

監査対象機関	指摘事項等
住宅課	注意事項 土木使用料（県営住宅使用料）318,324,703円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

カ 県議会事務局

監査対象機関	指摘事項等
県議会事務局	注意事項 産業廃棄物の処分について、排出事業者として法令で定められた契約を締結していない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

キ 教育庁

<企画管理部>

監査対象機関	指摘事項等
財務課	注意事項 ① 特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）174,735,139円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 ② 奨学のための給付金の申請事務において、個人情報記載された申請書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
福利課	注意事項 ① 普通財産として管理している土地について、貸付契約が締結されていない事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、適正な管理を行うこと。 ② 雑入について、調定が6か月以上遅延している事例が1件（174,850円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

<教育振興部>

監査対象機関	指 摘 事 項 等
学習指導課	指摘事項 ① 令和5年度公立高校入学者選抜学力検査において、多数の学校で採点誤りが発生し、さらに本来合格とすべき受検者を不合格としている事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 ② 負担金、補助及び交付金の執行において、必要な手続を行わなかったことにより、予算を確保しないまま事業を執行している事例が認められたことから、今後は事業の執行に当たり、適切な事務手続が行えるよう内部統制を機能させること。
児童生徒安全課	指摘事項 貸付金元利収入（修学奨励資金貸付金返納）について、債権残高が正確に把握されていない状況が認められたことから、今後は適正な債権管理を行うこと。

ク 総務部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
柏県税事務所	注意事項 需用費等の執行について、支払時期の遅延が6件（57,747円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

ケ 健康福祉部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
夷隅健康福祉センター	指摘事項 産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し適正な事務手続を行うこと。 注意事項 夷隅健康福祉センター庁舎機械警備業務委託について、設定する必要のない最低制限価格を設定したことにより、本来落札者となるべき者が失格となった。これにより、過大な契約金額及び支出が発生した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
東上総児童相談所	注意事項 民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和5年2月末現在で16,987,263円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

コ 農林水産部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
印旛農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入について、令和5年3月末現在で15,246,000円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
香取農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和4年12月末現在で20,864,237円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
海匠農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和5年2月末現在で19,068,332円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

サ 県土整備部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
東葛飾土木事務所	指摘事項 道路使用料等について、調定が3か月以上遅延している事例が7件(11,210,840円)、1か月以上3か月未満遅延している事例が36件(117,934,852円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 注意事項 河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。
香取土木事務所	指摘事項 前渡資金について、口座から引き出す金額を誤り、かつ、必要な手続を経ないまま戻入通知書を発行し、処理するなど、内部けん制体制の不備等による不適切な事例が認められた。今後は、このような事態を二度と発生させないように、再発防止に向けた対策を講じること。
夷隅土木事務所	注意事項 防災・安全交付金(舗装修繕)及び県単舗装道路修繕合併工事(横山舗装工)等について、積算金額の誤りが4件(計22,000円の過小2件、計8,096,000円の過大2件)認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。
千葉港湾事務所	注意事項 需用費の執行について、支払時期の遅延が3件(2,016,524円)及び当該遅延に伴う延滞利息(2,325円)の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
葛南港湾事務所	指摘事項 雑入等について、調定が3か月以上遅延している事例が107件(10,773,765円)、1か月以上3か月未満遅延している事例が18件(366,543円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

シ 教育庁教育事務所

監査対象機関	指摘事項等
東上総教育事務所	<p>指摘事項</p> <p>委託料(297,000円)の執行において、予算令達されていないにもかかわらず契約し、事業完了後に請書を徴取するなど、事務手続に著しく適正を欠く事例が認められた。</p> <p>一連の事務手続について、組織として内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況にある。</p> <p>今後は、内部統制体制を整備した上で適正な業務執行に努めるとともに、法令に基づく会計処理を行うこと。</p>
南房総教育事務所	<p>注意事項</p> <p>源泉徴収した所得税について、支払時期の遅延が1件(9,583,976円)及び当該遅延に伴う延滞税(1,200円)の発生が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

(3) 監査の実施状況

【普通会計（本庁） 112機関】 ※括弧内の機関名は、令和5年4月1日現在の機関名

	実施機関名	実施年月日
総務部	秘書課、総務課、人事課、財政課、資産経営課、管財課、 税務課、市町村課、政策法務課、審査情報課、学事課、総 務ワークステーション ＜デジタル改革推進局＞ デジタル戦略課、デジタル推進課、情報システム課	令和5年8月25日
総合企画部	政策企画課、地域づくり課、国際課、報道広報課、統計課、 水政課、空港地域振興課（成田空港政策課、空港地域共生 課）、交通計画課、男女共同参画課	令和5年8月18日
防災危機管理部	危機管理政策課、防災対策課、消防課、産業保安課	令和5年8月24日
健康福祉部	健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾 病対策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障 害者福祉推進課、障害福祉事業課、保険指導課、医療整備 課、薬務課、衛生指導課	令和5年8月17日
環境生活部	環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環 型社会推進課、温暖化対策推進課、廃棄物指導課（廃棄物 指導課、ヤード・残土対策課）、くらし安全推進課、県民 生活課 ＜スポーツ・文化局＞ 生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、文化振興課	令和5年8月23日
商工労働部	経済政策課、経営支援課、産業振興課、企業立地課、観光 企画課、観光誘致促進課、雇用労働課、産業人材課	令和5年8月23日
農林水産部	農林水産政策課、団体指導課、生産振興課、流通販売課、 担い手支援課、農地・農村振興課、安全農業推進課、耕地 課、畜産課、森林課 ＜水産局＞ 水産課、漁業資源課、漁港課	令和5年8月24日
県土整備部	県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産課、用地課、 道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川 環境課、港湾課、営繕課、施設改修課 ＜都市整備局＞ 都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築 指導課、住宅課	令和5年8月21日
出納局	出納局	令和5年8月17日
県議会事務局	県議会事務局	令和5年8月24日
教育庁	＜企画管理部＞ 教育総務課、教育政策課、財務課、教育施設課、福利課 ＜教育振興部＞ 生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課、特別支援教育 課、教職員課、保健体育課、文化財課	令和5年8月18日
警察本部	警察本部	令和5年8月25日
委員会等	監査委員事務局	令和5年8月21日
	人事委員会事務局	令和5年8月21日
	労働委員会事務局	令和5年8月25日
	海区漁業調整委員会事務局	令和5年8月24日
	収用委員会事務局	令和5年8月21日

【普通会計（出先機関等） 39機関】

実施機関名		実施年月日
総務部	中央県税事務所、千葉西県税事務所、船橋県税事務所、香取県税事務所、旭県税事務所、茂原県税事務所、館山県税事務所、市原県税事務所、自動車税事務所	令和5年7月21日
	松戸県税事務所、柏県税事務所	令和5年7月14日
	佐倉県税事務所	令和5年7月11日
	東金県税事務所	令和5年6月20日
	木更津県税事務所	令和5年6月21日
健康福祉部	海匝健康福祉センター	令和5年5月17日
	夷隅健康福祉センター	令和5年5月11日
	東上総児童相談所	令和5年6月8日
商工労働部	東金高等技術専門学校	令和5年6月20日
農林水産部	印旛農業事務所	令和5年7月21日
	香取農業事務所	令和5年5月10日
	海匝農業事務所	令和5年6月1日
	中部林業事務所	令和5年5月30日
	南部漁港事務所	令和5年5月12日
県土整備部	東葛飾土木事務所	令和5年6月23日
	印旛土木事務所	令和5年7月11日
	香取土木事務所	令和5年5月10日
	海匝土木事務所	令和5年6月1日
	夷隅土木事務所	令和5年5月11日
	安房土木事務所	令和5年5月12日
	市原土木事務所、千葉港湾事務所	令和5年7月5日
	葛南港湾事務所	令和5年6月6日
	一宮川改修事務所	令和5年6月8日
	木更津区画整理事務所	令和5年6月21日
教育庁 教育事務所	東葛飾教育事務所	令和5年7月14日
	東上総教育事務所	令和5年6月8日
	南房総教育事務所	令和5年6月21日
警察署	浦安警察署	令和5年6月29日
	匝瑳警察署	令和5年5月17日

2 公営企業会計

監査を実施した22機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…7機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (4件)

- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件

イ 注意事項 (4件)

- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件
- ・ 支払の時期について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項 (13件)

- ・ 支出負担行為の時期に係るもの・・・5件
- ・ 収入事務に係るもの・・・4件
- ・ 事務手続に係るもの・・・2件
- ・ 契約事務に係るもの・・・1件
- ・ 支出事務に係るもの・・・1件

エ 意見 (1件)

- ・ 経営に係るもの・・・1件

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 企業局

<水道部>

監査対象機関	指摘事項等
浄水課	指摘事項 工事について、予算の裏付けがないまま契約をしてしまった案件が認められたため、今後は関係法令を遵守し、適正な事務手続を行うこと。

イ 企業局出先機関

監査対象機関	指摘事項等
千葉水道事務所	<p>指摘事項 資金前渡口座振替に係る支払について、支払う必要のない水道料金を支払うべきものと誤認識し、資金前渡を行ったという著しく不適正な事務処理が認められた。組織内でも確認を怠っていたことから、今後は確認体制を見直し、適正な事務処理が行われるよう、再発防止策の徹底を図ること。</p> <p>注意事項 資金前渡口座への入金日を誤った結果、別の口座振替分の支払が行われたことにより、本来の口座振替分の残高が不足し、支払が遅延した事例が認められた。さらに、延滞利息も発生していることから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
市川水道事務所	<p>注意事項 量水器弁償金等について、調定額を誤った事例が3件(68,854円の過大及び26,006円の過少)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
柏井浄水場	<p>指摘事項 適正な手続のもと事業者との契約により車両用燃料を購入すべきところ、事務の失念により契約行為が行われないうまま、数か月もの間、未契約の状態で行われていた事例が認められた。 さらには、その後の事務処理においても事実と異なる書類の作成を事業者に要求するなど、適切な事務手続による是正が図られなかったことは誠に遺憾である。 今後は、組織として適時適切な対応がとられるよう執行体制の改善を図った上で、内部けん制機能の強化や職員のコンプライアンスを徹底し、再発防止に取り組むこと。</p> <p>指摘事項 前回、前々回の監査に引き続き、資金前渡口座の管理が適切に行われていなかった結果、残高不足による前渡資金の目的外使用も認められたことから、今後はこのようなことが発生することのないよう、適正な事務手続を行うこと。</p>
葛南工業用水道事務所	<p>注意事項 修繕費の執行において、前回の監査に続き、支出負担行為が遅延している事例が認められたことから、事務所内での確認体制の見直しなど改善を図り、再発防止に努めること。</p>
君津工業用水道事務所	<p>注意事項 支出負担行為が6か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

ウ 病院局

監査対象機関	指摘事項等
経営管理課	<p>意見</p> <p>千葉県立病院改革プランの2年目に当たる令和4年度は、新型コロナウイルス感染症関連補助金の影響もあり、純損失額は目標額より大幅に縮小したものの、医業収支関連の主な経営指標は昨年度に続き目標を下回っている状況にある。新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類感染症へ移行された現状において、プランに掲げた目標を着実に達成していくためには、早期に通常診療において収益を確保できる体制を整備していくことが求められている。</p> <p>特に、原価計算システムの運用に当たっては、医師を含めた全職員の意識改革はもとより、各診療科などにおいて目標を設定し、分析評価を経た具体的な改善策を講じてP D C Aサイクルを継続して行うことが重要である。</p> <p>今後、千葉県総合救急災害医療センター開設などに伴う現行プランの改定に当たって、これまでの実績を踏まえた検討を行っていただきたい。その上で、必要な措置を講じることにより財務及び経営基盤を強化し、将来にわたって県民が求める医療を提供できるよう引き続き努めていただきたい。</p>

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（本庁） 14機関】

実施機関名		実施年月日
県土整備部都市整備局	下水道課	令和5年7月25日
企業局 管理部	総務企画課、業務振興課、財務課、経理課	令和5年7月24日
水道部	計画課、浄水課、給水課	令和5年7月24日
工業用水部	工業用水管理課、施設設備課	令和5年7月24日
土地管理部	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課	令和5年7月24日
病院局	経営管理課	令和5年7月25日

【公営企業会計（出先機関等） 8機関】

実施機関名		実施年月日
企業局	県水お客様センター	令和5年6月6日
	千葉水道事務所	令和5年5月30日
	市川水道事務所	令和5年6月29日
	柏井浄水場	令和5年7月21日
	福増浄水場	令和5年6月13日
	誉田給水場	令和5年6月13日
	葛南工業用水道事務所	令和5年6月6日
	君津工業用水道事務所	令和5年5月30日

第3 令和4年度会計監査の結果について

令和4年度会計の監査は令和4年9月から令和5年8月までの期間において、普通会計449機関、公営企業会計40機関について実施してきたところである。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…普通会計：76機関、公営企業会計：8機関)

各会計の指摘事項等の結果は、普通会計では指摘事項が18件、注意事項が79件であり、令和3年度会計と比較し、指摘事項は4件、注意事項は15件増加した。一方、公営企業会計では、指摘事項が6件、注意事項が4件、意見が1件であり、令和3年度会計と比較し、指摘事項は4件増加、注意事項は4件減少した。また、比較的軽微な事案である指導事項は、普通会計で205件、公営企業会計で18件となっており、依然として多い状況にある。

こうした不適切な事例が発生する多くは、関係法令や財務規則等の確認を怠ったことや、所属内でのチェック体制、進捗管理の不備などが主な原因となっている。

関係機関にあつては組織内での再発防止策を確実に実施するとともに、各機関にあつては、監査における指摘等の事例を参考にしつつ、内部統制運用上の観点から、業務プロセス上のリスクの識別・評価を適切に行うなどして、対応を徹底していく必要がある。

なお、具体的な指摘事項としては、普通会計では、産業廃棄物が適法に処分されなかった事例、個人情報記載された書類を紛失した事例などが認められた。公営企業会計では、契約事務において適正を欠く事例、支出負担行為手続が遅延している事例などが認められた。

【参考】指摘事項等事由別件数

1 普通会計

※（ ）内は前年度の件数

項目		指摘事項	注意事項	指導事項
歳入	収入未済	0 (1)	24 (26)	39 (34)
	調定の時期	3 (0)	6 (5)	18 (13)
	その他収入事務	0 (2)	3 (1)	32 (22)
歳出	支出負担行為の時期	0 (0)	2 (2)	37 (46)
	契約事務	8 (2)	7 (5)	19 (18)
	工事等の積算	0 (1)	3 (5)	10 (1)
	その他の支出事務	1 (2)	10 (5)	25 (35)
財産の管理		1 (0)	9 (4)	18 (17)
個人情報等の紛失等		3 (5)	8 (7)	0 (1)
その他		2 (1)	7 (4)	7 (34)
計		18 (14)	79 (64)	205 (221)

2 公営企業会計

※（ ）内は前年度の件数

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	1 (0)	0 (0)	3 (3)
収入事務	0 (0)	1 (4)	4 (10)
支出事務	3 (1)	3 (3)	8 (5)
契約事務	2 (0)	0 (0)	1 (0)
工事の設計積算	0 (1)	0 (0)	0 (0)
財産管理	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (1)	2 (1)
計	6 (2)	4 (8)	18 (19)